

新たな環境基本計画（循環部分）の構成の考え方について（案）

1．環境基本法における基本計画の位置づけ

環境基本法第15条において、環境基本計画において定めるべき事項等について規定されている。また、現行の第二次環境基本計画には、内外の社会経済の変化に柔軟かつ適切に対応して、5年後程度を目途に見直しを行う旨記述されている。

【参照条文】

環境基本法（抄）（平成5年11月法律第91号）

第15条 政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 環境大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて、環境基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 環境大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、環境基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

2．中央環境審議会中間取りまとめにおける位置づけ

現行計画では、選定された重点分野について、持続可能な社会の構築に向けた戦略を示す「戦略的プログラム」を定めているが、循環政策については、新たな環境基本計画の策定に向けた中央環境審議会中間取りまとめ（平成17年7月）においても、現行計画と同様、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」として位置づけることとされている。（参考資料3 - 2参照）

3. 現行環境基本計画（戦略的プログラム）における循環部分の構成

現行の環境基本計画における循環関係の記述は、事実関係の整理等も含めると、上記の環境基本法の規定を踏まえ、以下のとおりとなっている。（参考資料2参照）

第1部 環境の現状と環境政策の課題

第2節 環境基本計画策定後における環境政策の進展

エ 廃棄物・リサイクル対策などの物質循環

第2部 二十一世紀初頭における環境政策の展開の方向

第1節 持続可能な社会を目指して

（長期的目標）【循環】

第3部 各種環境保全施策の具体的な展開

第1章 戦略的プログラムの展開

第2節 物質循環の確保と循環型社会の形成に向けた取組

第2章 環境保全施策の体系

第1節 環境問題の各分野に係る施策

4 廃棄物・リサイクル対策などの物質循環に係る施策

このうち、今回の審議の中心となる戦略的プログラムにおいては、次に掲げる4つの項目から構成されている。

1 現状と課題

- ・現代の社会経済活動が環境問題の原因となっていることを指摘しつつ、適正な物質循環を確保した社会経済システムへの移行の必要性を指摘。
- ・我が国の物質収支や再生利用量を概観しつつ、廃棄物等の発生量の抑制及びリユース、リサイクルの推進等の課題を明示。
- ・「循環型社会形成推進基本法」を始めとした循環型社会の形成に向けた法体系を整備し、その的確な運用等を通じ、政府一体となって取組を進めていく必要性を記述。

2 目標

(1) 循環を基調とする社会経済システムの実現

上記の現状と課題を踏まえ、目標とすべき循環型社会の内容や、その形成の際に重要な考え方について整理。

(2) 数値目標

循環型社会の構築を着実に実現していく観点から、そのためのキーとなる数値目標を設定し、その達成を図っていく必要性を記述。

3 施策の基本的方向

- ・「循環型社会形成推進基本法」等に基づいて、社会経済システムにおける循環機能を高めていくための施策推進の考え方、基本的な施策の方向性等を説明。

4 重点的取組事項

- ・循環型社会形成推進基本計画を策定し、循環型社会の形成を総合的かつ計画的に進めていくことや、政策手法等の考え方を記述。
- ・その他、循環型社会の形成に必要な社会基盤の整備や、国民、地方公共団体等の取組等の具体的な政策課題について記述。

4 . 新たな基本計画の構成を考えるに当たっての留意点

- 1 . 全体の項目立てについては、戦略的プログラム全体の統一性を踏まえ、総合政策部会で示された構成とし、従来、「目標」の中で示されていた数値目標については、別途項立てし、新たに「取組推進に向けた指標」の項を設けることとしてはどうか。（参考資料2参照）
 - 2 . 現行環境基本計画策定後、循環分野については、施策推進の基本方針として、循環型社会形成推進基本計画（以下「循環基本計画」という。）が策定され、そのフォローアップも毎年行われていることから、これらの内容を適宜参照しながら環境基本計画を見直していくことが適当ではないか。
- (1)「現状と課題」については、循環基本計画でも指摘されている20 世紀型の活動様式の問題点や、我が国の物質フローの状況等を整理し、今後の課題としては、循環を基調とする社会経済システムの実現等について記述すべきではないか。

(2)「中長期的な目標」については、将来的（2025 年程度）に実現すべき目標として、循環基本計画に示されている「循環型社会のイメージ」を参照しつつ、目指すべき社会経済システムについて記述すべきではないか。

併せて、同時期の目標像を提示した「環境と経済の好循環ビジョン」（平成 16 年 5 月中央環境審議会答申）を参考に記述すべきではないか。

(3)「施策の基本的方向」については、環境基本計画は将来を見据えた計画の大枠を示すものであるとの性格を踏まえ、循環基本計画に即しつつ、新たな視点を明確ににして、推進すべき重点施策の基本的な方向を明確にして整理すべきではないか。

その中で、特に、循環基本法に示された循環資源の利用及び処分の基本原則を踏まえつつ、その最大の課題となっている廃棄物等の発生抑制の重要性を明示すべきではないか。

また、施策の実施に当たっては、国のみならず、国民、NPO・NGO、事業者、地方公共団体等の関係者の役割や、相互の連携・役割分担の重要性を明示すべきではないか。

さらに、新たな視点として、循環基本計画のフォローアップで指摘を受けている地域に根ざした循環型社会づくりの推進や、「3Rイニシアティブ」を受けた国際的な資源循環の考え方、他の環境政策の分野との相乗効果等について検討すべき旨を記述すべきではないか。

(4)「重点的取組事項」については、上記の「基本的方向」を受けた具体的な施策として、関係者の適切な役割分担を踏まえつつ、新たな3つの視点を踏まえた取組や循環基本計画に位置づけられた重点施策を中心に整理すべきではないか。

また、これらの施策の詳細については、環境基本計画に沿って、循環基本計画のフォローアップ等も活用しつつ、引き続き定期的に点検・評価を行うべきこと、内外の社会経済の変化に柔軟かつ適切に対応し、平成 19 年度中を目途に予定されている新たな循環基本計画において、体系的に位置付けることを明記すべきではないか。

(5)「取組推進に向けた指標」については、当面は、循環基本計画において定められた物質フロー指標、取組指標の平成 22 年度までの達成を図ることを位置付けるべきではないか。

また、今後の検討課題として、物質フロー指標については、特定資源の一時的な大量採取による影響や国際的な資源循環の影響等を把握できる補助指標の設定、取組組指標については、地域独自の目標設定の促進に資するようにすることといった点を記述すべきではないか。